

(11) 中期目標等

①独立行政法人平和祈念事業特別基金に係る業務方法書

(平成15年10月1日 規程第3号)

平成19年3月27日変更

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 基金は、今次の大戦における尊い戦争犠牲を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことの重要性にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(用語)

第3条 この業務方法書において使用する用語は、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律（昭和63年法律第66号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(資料の収集、保管及び展示)

第4条 基金は、旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者（以下「恩給欠格者」という。）、戦後強制抑留者、今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者（以下「引揚者」という。）等（以下「関係者」という。）の労苦に関する生活用具、日記、メモ、手帳、手紙、写真、書籍、証明書等の資料を収集し、保管し、及び展示する。

(調査研究)

第5条 基金は、関係者の労苦に関する調査研究を行う。

(記録の作成・頒布、講演会の実施等)

第6条 基金は、関係者の労苦に関し、出版物、映画、テープ等の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会、シンポジウム、会議等の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加する。

第7条 削除

第8条 削除

第9条 削除

(特別慰労品の贈呈)

第9条の2 基金は、法第13条第1項第4号に基づき、次の各号に掲げる者で請求日において日本国籍を有するものに特別慰労品を贈呈する。

(1) 恩給欠格者（旧軍人軍属として現在の本邦以外の地域、齒舞群島、色丹島、国後島、択捉島、南西諸島若しくは小笠原諸島（以下「外地等」という。）に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年が加算年を含めて3年以上の者若しくは在職年が加算年を含めて3年未満の者のうち実在職年が1年以上の者又は旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の実在職年が1年以上の者に限る。）

(2) 戦後強制抑留者（法第2条に規定する者）

(3) 引揚者（特別交付金支給法第2条第1

項各号に規定する者（同条第3項の規定により、外地に1年以上生活の本拠を有していたとみなされる者を含む。））

2 前項の特別慰労品は、基金が別に定める慰労の品として、贈呈を受ける者1人につき1個とする。

3 特別慰労品の贈呈は、それを受けようとする者からの請求に基づいて行う。

4 前項の請求に受付は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとし、その期間内に請求をしなかった者には、特別慰労品は贈呈しない。

(附帯業務)

第10条 基金は、前6条の業務に附帯する業務を行うことができる。

(戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈)

第11条 基金は、法第20条第2項の規定に基づき、戦後強制抑留者又はその遺族に慰労品として銀杯を贈呈する事務を行う。

2 前項の銀杯は、戦後強制抑留者又はその遺族が法第21条第1項ただし書各号に該当しない者であるときは1個とし、同項ただし書各号に該当する者であるときは一組（三つ重ね）とする。

3 第1項の慰労品には、書状を付すものとする。

4 慰労品の贈呈対象者の範囲等については、法第21条第1項本文、第22条、第23条第1項及び第2項並びに第25条第1項の規定を準用する。

5 遺族に贈呈する慰労品の数は、死亡した戦後強制抑留者1人につき1個又は一組とする。

(慰労金の支給の請求の受理及び審査)

第12条 基金は、法第31条第1項の規定に基づき、戦後強制抑留者又はその遺族に対する慰労金の支給の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務を行う。

(業務委託の基準)

第13条 基金は、前10条の業務について、当該業務が確実に実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第14条 基金は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申し込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に定める場合は、指名競争または随意契約によることができる。

(細則)

第15条 基金は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、総務大臣の認可のあった日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第7条、第8条及び第9条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条、第8条及び第9条の改正規定に施行前の第7条、第8条及び第9条の改正規定に基づく請求を行った者に対する書状等の贈呈については、なお、従前の令による。

(参考) 削除前の第7条～第9条

(恩給欠格者に対する書状等の贈呈)

第7条 基金は、法第13条第1項第4号の業務として、恩給欠格者（平成5年3月31日以前に、第11条第1項の規定による慰労品の請求を行った戦後強制抑留者を除く。）のうち、次の各号に掲げる者で、請求時において日本の国籍を有するものに書状を贈呈する。

- 一 旧軍人軍属として現在の本邦以外の地域、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島、南西諸島又は小笠原諸島（以下「外地等」という。）に勤務した経験を有し、かつ、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の在職年が加算年を含めて3年以上の者又は在職年が加算年を含めて3年未満の者のうち実在職年が1年以上の者
- 二 旧軍人軍属として外地等に勤務した経験を有しないが、恩給に関する法令の規定により算出した旧軍人軍属の実在職年が1年以上の者

2 基金は、前項各号に掲げる恩給欠格者のうち書状の贈呈の請求を行うことなく死亡した者（死亡時において日本の国籍を有する者に限る。）の遺族で、請求時において日本の国籍を有するものに書状を贈呈する。

3 前項の書状は、死亡した恩給欠格者1人につき1枚とする。

4 第2項の書状の贈呈対象者の範囲等については、法第22条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、法第22条第1項中「孫、祖父母及び兄弟姉妹」とあるのは「孫及び兄弟姉妹」と、「昭和63年7月31日以前」とあるのは「請求日前」と、「同年8月1日」とあるのは「請求日前」と、法第23条第1項中「孫、祖父母及び兄弟姉妹」とあるのは「孫及び兄弟姉妹」と、同条第2項中「昭和63年8月1日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同月2日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）」とあるのは「死亡者の死亡の事実が判明した日」と読み替えるものとする。

5 基金は、第1項第1号に規定する者に銀杯を贈呈する。

6 前項の銀杯は、1個とする。

7 基金は、第5項の規定による銀杯の贈呈を受けた者のうち、在職年が加算年を含めて3年以上の者に、基金が別に定める慰労の品を贈呈する。

(戦後強制抑留中死亡者に対する慰労品の贈呈)

第8条 基金は、法第13条第1項第4号の業務として、昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソビエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還する前に死亡した者の遺族に慰労品として銀杯を贈呈する。

2 前項の銀杯は、1個とする。

3 第1項の慰労品には、書状を付すものとする。

4 慰労品の贈呈対象者の範囲等については、法第21条第1項本文、第22条第1項、第23条第1項及び第2項並びに第25条第1項の規定を準用する。この場合において

法第22条第1項ただし書中「昭和63年7月31日」とあるのは「平成元年8月31日」と、法第21条第1項本文、法第22条第1項ただし書及び第23条第2項中「昭和63年8月1日」とあるのは「平成元年9月1日」と読み替えるものとする。

5 遺族に贈呈する慰労品の数は、死亡した戦後強制抑留中死亡者1人につき1個とする。

(引揚者に対する書状の贈呈)

第9条 基金は、法第13条第1項第4号の業務として、次の各号に掲げる者に書状を贈呈する。

- 一 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号。以下「特別交付金支給法」という。）第2条第1項各号に規定する者（同条第3項の規定により、外地に1年以上生活の本拠を有していたものとみなされた者を含む。）で、特別交付金支給法第3条の規定に基づく特別交付金（以下「特別交付金」という。）の支給を受けたもの（以下「受給者」という。）
- 二 受給者が死亡している場合にあっては、特別交付金支給法第10条ただし書の規定に基づき当該受給者に特別交付金の支給を受ける権利を譲渡した者（当該譲渡した者が二人以上あるときは、その総代者）
- 三 特別交付金支給法第10条ただし書の規定に基づき受給者に特別交付金の支給を受ける権利を譲渡した者で、当該受給者との離婚又は離縁その他の特段の事情にあるもの